

川崎市環境功労者表彰要綱

（目的）

第1条 この要綱は、川崎市表彰規程（昭和12年6月1日規則第11号）に基づき、地域環境の向上等に顕著な功績のあった個人又は団体を表彰し、良好な環境の保全及び創造に資することを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（表彰の対象）

第2条 表彰の対象は、地域社会への貢献等の活動に努め顕著な功績をあげた個人又は団体とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地球温暖化対策の推進に関すること
- (2) 緑の保全及び緑化の推進に関すること
- (3) 公害防止等環境対策の推進に関すること
- (4) 地域の清掃・美化の推進に関すること
- (5) 廃棄物の減量化・リサイクルの推進に関すること
- (6) その他、特に顕著な功績をあげたもの

（候補者の推薦）

第3条 候補者を推薦しようとする者は、書面により環境局長に提出しなければならない。

2 環境局長は、前項の推薦があった場合は、第4条に規定する川崎市環境功労者選考委員会を開催し、候補者を決定し市長に文書で推薦するものとする。

（川崎市環境功労者選考委員会）

第4条 候補者を選考するため、川崎市環境功労者選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、第3条の規定により推薦を受けた候補者の選考に関する事項を調査審議する。

3 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

4 委員長には環境局長を、副委員長には環境局総務部長をもって充てる。

5 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

6 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

7 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(候補者の選考)

第5条 候補者の選考については、別に定める選考基準に沿って行うこととする。

(被表彰者の決定)

第6条 市長は、第3条第2項の規定により推薦を受けた候補者の中から、被表彰者を決定する。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、市長が表彰状及び記念品を贈呈して行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境局長が定める。

(事務局)

第9条 事務局は、企画課に置く。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成11年7月29日から施行する。
- 2 川崎市緑化及び公園緑地事業の推進・保全及び美化功労者並びに優良団体表彰要綱（平成9年7月1日施行）及び川崎市生活環境行政協力者表彰要綱（平成9年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成12年3月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成15年1月16日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、平成 22 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、平成 22 年 5 月 11 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この改正要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。

別表（第4条関係）

委員長	環境局長
副委員長	総務部長
委員	脱炭素戦略推進室長 脱炭素戦略推進室担当部長 環境対策部長 生活環境部長 生活環境部担当部長（廃棄物政策担当） 施設部長 環境総合研究所長